平成２３年（フ）第４９５号
岩手県久慈市大川目町８地割29、住民票上の住所千葉市稲毛区天台２丁目12番７号
破産者　黒田　悦子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４３号
千葉市稲毛区緑町２丁目19番７号
破産者　株式会社アッド
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４４号
千葉市稲毛区緑町２丁目19番７号
破産者　阿部　　務
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
千葉県香取市北２丁目11番地12
破産者　喜多見佳明
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第６３８号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25番地都営仙川アパート11―５
破産者　篭野　國子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５３号
東京都羽村市羽東１丁目12番28号パールハイツ東101
破産者　中野　　均
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５４号
長野県北安曇郡白馬村大字北城14920番地33
破産者　株式会社タクミ
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１１３号
大阪府泉佐野市松原１丁目１番１号
破産者　株式会社地泉
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
大阪府泉佐野市松原１丁目１番１号
破産者　有限会社地建
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
大阪府岸和田市尾生町1382番地
破産者　有限会社プールジョイ
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
大阪府貝塚市地藏堂53番地の25
破産者　株式会社かんと
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
神戸市中央区中町通２丁目２番18号平戸ビル
破産者　株式会社Ｇ・Ｅ・Ｍ
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６４号
神戸市中央区中町通２丁目２番18号平戸ビル
破産者　有限会社小野田企画
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６１号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地神戸ファッションマート５Ｆ　ＮＥ―07
破産者　株式会社日本スタンダード
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３４号
奈良県大和郡山市池沢町146番地の１
破産者　有限会社奈良深川
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１６号
島根県松江市東出雲町揖屋2751番地163、前住所島根県松江市学園２丁目28番25号
破産者　山田　亜子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１６号
札幌市西区二十四軒３条７丁目５番、登記簿上の本店所在地札幌市西区山の手４条２丁目１番38―310号
破産者　株式会社ウエスタン・キッチン
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６０号
東京都青梅市新町７丁目63番地の６エルベール新町Ⅰ号館310、開始決定時の住所東京都青梅市新町３丁目70番地の１ダイアパレス青梅新町Ⅱ106号室
破産者　紫藤　美歌
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５１号
東京都八王子市小比企町491番地１ハウス中村105号
破産者　山尾　和子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６２号
東京都あきる野市秋川６丁目18番地３エスポアール秋川201号
破産者　有限会社笹山工務店
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６３号
東京都あきる野市秋川４丁目17番地５グリーンハイムさくら101号
破産者　笹山　光則
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０６号
東京都日野市南平５丁目29番地の５
破産者　増尾　敏彦
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部